

住宅借入金等特別税額控除申告書 記入のしかた

(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

記入上の注意点

平成20年分の所得税の確定申告書(以下、申告書)を参照しながら作成してください。
 説明の()内の数字は申告書A・B・分離課税用それぞれの 数字に対応しています。
 説明が()数字のみの場合は、申告書の該当部分の金額を転記してください。
 該当しない部分は記入しないで次へ進んでください。

提出上の注意点

<市町村提出用> <税務署確認用> <本人控>の3枚作成してください。
 <本人控>以外を一緒に提出してください。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限り】

居住開始 年 月 日	新築又は購入 平成 年 月 日	←	2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住年月日をそれぞれ記載してください。
年 月 日	増改築等 平成 年 月 日		

2 市民税・県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

		申告書Aを 提出する方	申告書Bを 提出する方	分離課税用を 提出する方			申告書Aを 提出する方	申告書Bを 提出する方	分離課税用を 提出する方	
平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額	前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額(平成19年以後...)	(2 4)		(3 0)	前年分の所得税 額相当額	前年分の所得税額 (税 額 控 除 前)	(2 2)		(2 7)	
	前年分の所得税の課税総所得金額	(2 1)	(2 6)	(6 4)		前年分の所得税	-	-	(マイナスの場合は、0)	
	前年分の所得税の課税山林所得金額			(6 9)		-	-	マイナスの場合は、0		
	前年分の所得税の課税退職所得金額			(7 0)	控除額の計算	と のいずれかが少ない方の金額	⑳		と のいずれかが少ない方の金額	
	に対する所得税額相当額	(税 額 表 1) により計算				市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額 (㉑ - ㉒)	㉑		(マイナスの場合は、0)	㉑ - ㉒ マイナスの場合は、0
	に対する所得税額相当額			(税 額 表 2) により計算		市民税の住宅借入金等特別税額控除額 (㉒ × 3/5)	㉒			㉒ × 0.6 小数点以下切捨て
	に対する所得税額相当額			(税 額 表 1) により計算		県民税の住宅借入金等特別税額控除額 (㉒ × 2/5)	㉓			㉒ × 0.4 小数点以下切上げ
	+ +		+ +							
	肉用牛の売却価格			(注 1)						
	短期譲渡			(7 2)						
	長期譲渡			(7 3)						
	株式等の譲渡			(7 4)						
	先物取引			(7 5)						
	租税条約実施特例法における利子・配当			(注 2)						
	からまでの合計		から までの合計額							
税額控除	配当控除の額	(2 3)		(2 8)						
	投資・リース税額等控除の額			(2 9)						
+ - -			+ - -					(マイナスの場合は、0)		
			+ - -					マイナスの場合は、0		

(税 額 表 1)

の金額	に記入する金額の計算方法
330万円以下	× 10%
330万円超 900万円以下	× 20% - 330,000円
900万円超 1800万円以下	× 30% - 1,230,000円
1800万円超	× 37% - 2,490,000円

(税 額 表 2)

の金額	に記入する金額の計算方法
1650万円以下	× 10%
1650万円超 4500万円以下	× 20% - 1,650,000円
4500万円超 9000万円以下	× 30% - 6,150,000円
9000万円超	× 37% - 12,450,000円

(注 1) 肉用牛の売却による農業所得があり、これについて租税特別措置法第25条第2項の規定の適用を受ける場合、免税対象飼育牛以外の肉用牛の売却による収入金額の5%相当額を記載してください。

(注 2) 国外から受ける利子、収益の分配、懸賞金付預金等の懸賞金等及び給付補てん金等がある場合には、これらの所得に係る所得税額の合計額を記載してください。